# 第3章 イタリア

## はじめに

イタリアでは、0歳からの保育園から大学まで保育・教育の全ての学校段階でインクルーシブ教育が保障されている。保育園、幼稚園、小中学校、高等学校、そして、大学において障害のない者と同様に普通学級での教育が法令により原則として保障されるという1970年代から始まるこの取組は1992年法律104号の障害者包括法に具現化されている。イタリアのインクルーシブ教育法制度の特徴として、1988年OECDレポートはイタリアでは分離的措置を根本的に見直したため、すぐにすべての障害児を統合し、そしてそれまでの学校の在り方を変更するという動きが生まれた。イタリアは、この変化の目標は障害児のみではなく従来の学校教育制度により疎外されている全ての子どもたちを統合することであると明確に答えた唯一の加盟国であると報告している<sup>82</sup>。

統合可能とされる障害児を既存の学校教育制度に組み入れることで障害児の統合とするのではなく、学校教育制度全体を改革する中で障害の有無や程度を問わず全ての子どもの教育を保障するインクルーシブ教育制度を構築したイタリアについて、その実態と法令について整理していく。

## 1. 障害のある児童生徒の教育法制度と基礎的データ

(1) すべての障害児のインクルーシブ教育を保障する法律の成立

1970 年代にインクルージョンの動きが始まるまで、障害児教育は分離された特別学級及び特別学校で行われていた。特別学級は知的障害、身体障害、弱視及び難聴で普通学級への復帰が可能の程度のものが対象で<sup>83</sup>、特別学校はそれ以外の知的障害、身体障害、盲、聾の子どもたちが対象とされた。1967 年大統領令 1518 号は、障害の診断手続及び特別学級、特別学校に該当する障害について規定しており、これに基づき学校長が保健医療所の意見を参考にして児童生徒の振り分けを行う制度が取られていた。

<sup>&</sup>lt;sup>82</sup> The integration of disabled children into mainstream education, Theories and practices, Paris, 1994"嶺井正也「イタリア・統合教育の歩み」『障害児と公教育』明石書店、pp236-251,1997

<sup>83 1962</sup> 年通達第 103 号、1962 年通達 4525 号、1963 年通達 93 号

1969 年の民主化運動「暑い秋」で精神障害者施設解体運動84や学校民主化運動等85が イタリア全土を巻き込み、その流れで1970年代よりインクルージョンに向けた法改正 が徐々に行われた。地域の学校の普通学級における教育の保障は、義務教育段階の障 害の軽度の子どもから重度の子どもへと拡大し、その後、幼稚園、高等学校へ、そし て、1992年法律104号により、保育園、大学が加わり、0歳から成人までのインクル ーシブ教育が法律で保障された。以下、1970年以降の就学に関する法令を記載する。

- 1971 年 法律 118 号 義務教育段階の障害のある子どもの地域の学校への就学を 保障。ただし、重度の知的障害児、身体障害児を除く。
- 1977 年 法律 517 号 義務教育段階の重度の子どもを含む全ての子どもの地域の 学校への就学を保障。特殊学級の廃止。
- 1988 年 通達 262 号 高等学校に障害のある生徒の受け入れを保障<sup>86</sup>
- 1992 年 法律 104 号 保育園、幼稚園から大学まで、全ての障害児の地域の学校 での就学の権利が保障される。

#### (2) 学校制度の概要

イタリアの学校教育制度は3年間の幼稚園、8年間の第一サイクル(小学校5年間、 中学校3年間)と5年間の第二サイクル(高等学校)に分けられ、小学校入学から12 年間が義務教育として保障されている<sup>87</sup>。第一サイクルの修了試験(中学校修了国家試 験) に受かると、第二サイクルの普通高校 (liceo) あるいは専門高校 (Istituto professionale) に進むことができる。この普通高校と専門高校の間は柔軟に相互に移動することがで きるシステムになっている。第二サイクルの修了試験(高等学校修了国家試験)に合 格すると、大学あるいは高等技術学校 (formazione tecnica superiore) に進学することが できる(図1)。

イタリア国立統計研究所(ISTAT)の統計によると、2007/2008 学校年度の児童生徒 数は、小学校 2,830,056 人、中学校 1,727,339 人、高等学校 2,747,530 人で合計 7,304,925 人である。公立学校と私立学校の割合は、公立学校がいずれも90%以上であり、私立 学校が少ないことがわかる (表1)。

<sup>84</sup> 精神科医フランコ・バザーリアによる精神病院解体運動など。1978年 180 号法で精神病院の廃止が規定 された。シュラミット・ラモン他編 川田誉音訳『過渡期の精神医療』関東出版社、1992,他

<sup>85</sup> バルビアナ学校著・田辺敬子訳『ある女教師への手紙』マリオ―・ローディ著田辺敬子訳『私たちの小 さな世界の問題―新しい教育のために』のマリオ・ローディやドン・ボスコなどの実践が有名である。

<sup>&</sup>lt;sup>86</sup> 高等学校・大学への入学を「保障する」ではなく「容易にする」と規定した 1971 年法律 118 号は憲法 違反であるとした 1987 年憲法裁判所判決第 215 号を踏襲

<sup>87 2003</sup>年3月28日法律53号

ETA' Laurea Specialistica ISTRUZIONE E FORMAZIONE SUPERIORE 2 Laurea Università 3 Formazione 2 1 ESAME DI STATO 18,5-19 5 5 5 SECONDO CICLO 4 3 passaggi 2 2 1 1 Liceo Istruzione professionale ESAME DI STATO 13,5-14 Scuola secondaria di primo grado 2 1 PRIMO CICLO 2 2 Scuola primaria 1 5.5-6 Scuola dell' infanzia 3 2 1 2,5-3

図1 イタリアの学校段階図 (2003年改訂版)

出典: Ministero dell'Istruzione dell'Università e della Ricerca

表 1 学校数、児童生徒数、障害児童生徒数、教員数(小学校~高等学校 2007/2008)88

	小学校	中学校	高等学校	合計
学校数	18,101	7,939	6,719	32,759
公立学校の割合(%)	93.1	96.0	94.8	
児童・生徒数	2,830,056	1,727.339	2,747,530	7,304,925
内、障害のある児童生	70,825	56,023	42,931	169,779
徒数と割合(%)	(2.5%)	(3.1%)	(1.6%)	(2.6%)
教員数	314,102	212,041	320,836	846,979

<sup>&</sup>lt;sup>88</sup> ISTAT のデータより作成 (2011/4/10)

-

高等学校は多様なコースが用意されている。ISTATでは、それらを普通高校、技術高校、専門高校、教員養成高校及び芸術高校に分類して生徒数の集計をしている。普通高校と技術高校が約93万人でほぼ同じ割合で、専門高校約56万人、芸術高校約10万人、そして、教員養成高校約2万人と続く(表2)。

表 2 高等学校のタイプ別の生徒数(人)(2007/2008) 89

普通系高校	931,749
技術高校	930,578
専門高校	563,975
教員養成高校	21,991
芸術高校	101,237

### (3) 障害のある児童生徒の就学先等の統計

## ア 障害のある児童生徒の就学先と在籍者数

普通学級に在籍している障害のある児童生徒の人数と全児童生徒数に占める割合について、2007/2008学校年度では、幼稚園 18,934人(1.1%)、小学校 70,825人(2.5%)、中学校 56,023人(3.1%)、高等学校 42,931人(1.6%)で合計 188,713人(2.1%)となっている。

障害のある子どもの就学先について、ISTAT では「普通学校(scuole normali)」と「特別学校と普通学校の特別な場(normali di tipo posto speciale)」というカテゴリーで集計を行っているが、後者に関しては 1999/2000 学校年度以降は数値が記載されていない。表 3 は、2007/2008 学校年度の統計である $^{90}$ 。

表3 障害児が在学する普通学校と学校のタイプの在籍者数 (2007/2008)

学校段階	普通学校	特別学校と普通学校の特別な場	合計	% 全児童生徒数の中の割合	
幼稚園	18,934	-	18,934	1.1	
小学校	70,825	-	70,825	2.5	
中学校	56,023	-	56,023	3.1	
高等学校	42,931	-	42,931	1.6	
合計	188,713	-	188,713	2.1	

<sup>89</sup> http://www.istat.it/lavoro/sistema\_istruzione/tavolescolastico.html から作成。

90 http://www.disabilitaincifre.it/indicatori/tabelle/ist01\_2007-08.asp (2011/4/10)

そこで、特別ニーズ教育ヨーロッパ機構(European European Agency for

Development in Special Needs Education)の 2008 年版の統計をみると、小学校から高等学校までの障害児の就学先の内訳は、普通学級 170,003 名 (99.6%)、特別学級 0 名、特別学校 693 名 (0.4%) となっている $^{91}$ 。この特別学校とは公立の盲学校(小学校 1校、高等学校 1校)と聾学校(小学校 1校、中学校 3 校、高等学校 3 校)合計 9 校である。内訳は小学校 62 名、中学校 186 名、高等学校 445 名で、盲学校と聾学校の内訳は不明である。

表 4 障害児の就学先別児童生徒数と特別支援学校数 (特別ニーズ教育ヨーロッパ機構のデータを基に表を作成)

	普通学校(人)	特別学級(人)	特別学校	
			人数	学校数
小学校	69,474	0	62	2
中学校	56,558	0	186	3
高等学校	43,981	0	445	4
合計	170,003	0	693	9
	(99.6%)		(0.4%)	

## イ 普通学級の児童生徒について一小・中学校一

先に、2007/2008 学校年度に普通学級に在籍している幼児児童生徒は 188,713 人と紹介した(表3)。 普通学級に在籍している子どもについてさらに詳しく見ていく。 普通学級における児童生徒の内障害のある児童生徒が占める割合は年々増加している。1989/1990 学校年度は小学校 1.7%、中学校 1.9%であるが、2009/2010 学校年度には小学校 2.6%、中学校 3.3%と増加している。図 2 は 1989 年から 2010 年までの推移を示しているグラフである<sup>92</sup>。

次に、児童生徒の障害の内訳をみる<sup>93</sup>。複数回答のものと思われるが、視覚障害が小学校 5.3%、中学校 4.4%、聴覚障害が小学校 6.1%、中学校 5.0%、肢体不自由が小学校 14.3%、中学校 11.2%、知的障害が小学校 40.1%、中学校 43.0%である。割合が高いのは、知的障害、学習機能障害、言語機能障害の他、注意欠陥障害や感情・情緒障害等である(表 5)。

<sup>&</sup>lt;sup>91</sup> Special Needs Education Country Data 2008, European European Agency for Development in Special Needs Education & 9

<sup>&</sup>lt;sup>92</sup> "L'integrazione degli aluunni con disabilita nella scuole primarie e secondary di 1 grado, statali e non statali., Anni scolastici 2008/2009 e 2009/2010" ISTAT ,2011/1/19

<sup>93&</sup>quot;L'integrazione degli aluunni con disabilita nella scuole primarie e secondary di 1 grado, statali e non statali., Anni scolastici 2008/2009 e 2009/2010" ISTAT ,2011/1/19